

昭和二十五年三月二十一日(水曜日)午前十一時三分開会

參議院大蔵委員會會議錄第一十七号

○所得稅法の一部を改正する法律案
○富祿稅法案(内閣提出、衆議院送付)
○資產再評価法案(内閣提出、衆議院送付)
○相続稅法案(内閣提出、衆議院送付)
○法人稅法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(櫻内辰郎君) これより大蔵法規案は、所得税法の一部を改正する法律案、富裕税法案、資産再評価法案、相続税法案、法人税法の一部を改正する法律案の御審議を願いたいと存じます。これに対しても御質疑がありましたらこの際にお願いいたしたいと存じます。

○油井監太郎君 再評価税についてちよつとお伺いしたいのですが、今までのインフレの当時でありますれば、資産というものが法人などの場合には勝手に評価をし直すことはできない制度になつておつたのですが、その後上幾らインフレでも資産というものを欠損において直すことはできないということになつておつたのですが、今後デフレの傾向にあるときに再評価をいたしき、このデフレによつて生ずる損害の穴埋めをしたいというようなことを図られる場所が多いと思うのですが、その場合に、今までの資産評価であつて

上げたその差でその事業のいわゆる赤字をカバーして行くという場合に、再評価税として更に税金を取るというのはちよと根本的におかしいと思われるのですが、その点についてどういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 欠損の補填の関係につきましては、再評価法百一條の規定を設けておるのであります。が、普通の欠損の場合は、原則としまして積立金等があります場合には、その積立金から先ず補填する。それで尚不足する場合におきましては再評価をして補填するということを認めておるのであります。が、お話を通り法人の所得税の計算におきましては、事業年度ごとに損益を打切つて計算することになつております。従いましてその欠損が生じた場合におきましては、その欠損を数ヶ年に亘つて繰越控除を認めたわけであります。今までは一ヶ年だけしか繰越控除を認めていたかつたのであります。が、今後におきましては五ヶ年の繰越控除を認めるわけでございます。従いまして原則としましては欠損はそういうふうな方法によつて処理して行くのが正しいのではないかと思っております。今度の再評価法に基きます再評価は今回限り認める特別の再評価差額金でござりますので、今回限りやります。再評価差額の中から今までの欠損は臨時に認めるということにいたしておりますが、今後恒久的な制度といた

しましては更にその都度商法の特例を設けまして、この種の含み利益から償却するということを認めるのは如何であろうかと考えておりますが、建前は今申しました今回の再評価差額から普通の積立金を崩して尙欠損が残つた場合、その部分につきましては再評価積立金から償却することを認めております。大体さようにいたしておるのであります。

○油井賢太郎君 憲後のインフレの急騰によって資産の評価というものは当然変えなければならないのは御承知の通りであつたと思うのですがどういうわけでその再評価を許さなかつたのですか、今までは……。

○政府委員(平田敬一郎君) 大体商法におきましても税法におきましても、すべて御承知の通り取得価額と申しますが、現実に取得した価格、それをすべて基礎にすることにいたしておるのでございます。大体普通の場合でございますければ、若干の物価の増減がありましても、それによつてそのままやつて行くのが正しいと考えられるのであります。従いましてこれを時価によつて一々変えることを認めるることは原則としていたしておらないのであります。取扱價格は原則としてこういふ場合におきましても商法の規定ではこれを認めないことにいたしておるのであります。が、今まででも確かに今度の再評価を認めなくてはならん事情はあつたかと思います。あつたかと思いますが、こういう処置を毎年のそのとき

の状況に応じまして余りたびく認めることになりますと、到底企業の方も官庁の方も事務の処理が困難であります、非常に複雑を極めまして必ずしも妥当ではないと考えられますので、今まで認めて参つていなかつたのであります。ただ企業再建整備法を作ります際において、固定資産の再評価をやるかやらないか、當時において大問題を惹起したのであります。同時においてはでき得る限り物価水準を低位に維持するということで何とかインフレを喰止めようということに全力を注いでおりましたので、まだ再評価をするというような決意までつかなかつたようないわけござります。従いましてこの問題はいづれ解決しなければならない問題になつていただけでございます。

余計取るのために再評価を認めないと、うふうな考え方多分にあつたのではないかと思われるのですが、あなたはそうお考えにならないでしようか。つまり資本金を殖やすない、資産を殖さないという点において、結局税金の面においてインフレ利益というものをそつくり政府が取つてしまつという傾向があつて、その累積は今日になつてデフレになつたときに、あらゆる企業といふものは殆んど税金の面において成り立たないというふうな原因をなしておる、こう思ひうのです。これに対しては今まで永年大蔵省において専門にやつておられた局長としてのお考えを承わりたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 私は今申上げましたように、戦後のインフレーションというのはなかなか簡単なことでは終らない、やはり各方面におきまして、或る程度止めるためにはやはり負担をして行くことは必要止むを得ないことではなからうかと考えたのであります。御承知の通り最近はインフレによりまして闇で特別に利益した人はあつたかと思ひますが、個人の家計におきましても、企業におきまして、あらゆる方面で非常に戦後の苦しい行き方で何とか切抜ける。財政におきましても同様でありましてあらゆる財源を集めまして、それで何とか一つ財政の面から赤字が出来ましてインフレにならないようにしていきたい。ところがなかなか徹底切れませんで、御承知のような状態になつてきました次第でご

さいますが、かような場合におきまし
てはどうもこのよだな再評価といふこと
によつて、問題を根本的に解決する
といふことが実際問題として、なか
なか行わがたいといふような状況に
あつたものと考えます。私は個人的に
申しますと成るべく早くやつた方がよ
かつたと思つております。併し時期か
ら申しますと、大体最近は若干物価下
落の傾向にありますけれども、併し前
の物価水準に比べますと、現在は御承
知の通り非常に高い水準でござります
し、又大体におきましては現在の水準
のところで極力努力を挿うといふのが
諸般の考え方でありますから、こうい
う段階になりましたときに、これを行
いますときは率直に申しまして若干遅
れる感もありますが、時期としてはそ
う遅れないで、むろん昨年の初頭私
共がこの問題を一般に特出しましたと
きには、未だ安定の見通しはつかん
から時期尚早だという民間の声が相当
あつたのであります。併し私は結局に
おきましてこの案を実行する段階との
ときには、そろそろ丁度よい頃になるの
じやないかということを、その当時話
したよだなことも今記憶するのですが
いますが、そのよだな場合におきまし
て、若干遅れたまゝはござりますけ
れども、今行いますということは、私
はやはり見通しのつきました現段階で
ござりますので、時期としましてはそ
う不適当な時期ではないといふように
考へておる次第でござります。

大部分の事業がそんなことになります。いかでないかと思うのです。それに対しても何か特例を設けた方がよいのじやないかと思ふのですが、今回限りというほどのういうわけで今回限りでなくてはならないかということ伺いたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 今のお話を第一にして、現在現状は余り利益率が上つておらない、併しここ二、三年の納付につきまして実は重大なるシヤウプ案に対して修正を加えたような形であります。現在現状は余り利益率が上つておらない、併しここ二、三年後或いはその後におきましては十分経営を建直して、合理的な利益を上げ得るというような見通しのつく企業は、シヤウプ案の最初の案によりますとなかなか再評価しにくくと思います。或いは一律強制にやるのではなくて、或いはそういうふうにすればできただかも知れんと思いますが、これを任意にいたしますとなかへどきにくいう事情があると思います。実は再評価税の納付の時期につきまして相当大巾な緩和を図りました。今利益は上つておらないが、将来利益が上がる見込のある事業については再評価税の延納を認めるというような措置をとるようにないたしたのであります。即ち再評価税の納税の時期は御承知の通り最初の半分をそれは六%の半分でございますから三%を最初の一年に納める、その次の一年に後の一・五%更に三年目に後の一・五%を納めまして三年間で六%納める、こういうことになつておつたのでござります。これを税法にては、利益の三五%、つまり法人税の相当する額を、今申上げました原則で

適用しました再評価税が超えました場合は、その超える部分の金額は漸次繰り延納することを認める。而も延納額に対しては利子税も取らないということにいたしております。この税額は最後に再評価積立金を資本金に組入れて株式等に交付する際、その際は納めて貰う、そのときまでは延納を認めるというような方法によりまして、お話をなりましたような企業も将来を見通し、この際再評価できるよういたしたいというふうにいたしたのでござります。従いましてまあ私は大体本業におきましては今直ぐはなか／＼利益その他の関係でむずかしいようではあるが、将来において十分いろいろな角度から考えて、若干の収益力を上げ得る可能性がある、或いは企業としてはそういうふうにいたしたのでござります。このよいうな措置をたび／＼取るということは、企業にとりましてもなかなか／＼やはり結局する／＼して判断ができるにくい、やはり一定の段階で判断をつけ貰いまして、一遍に一齊にやつた方がよいのじゃないか、却つて歩調を揃えて各企業が今回限りだということになりますと、決心がつく、役所の側におきましても、こういう措置をたび／＼やりますと、恐らく行政が混乱いたしまして到底まともな措置を巧く処理するだけの能力がないのじやないかと、ということを考えまして、今回特に一回限りで一齊にやる、任意でありますが一齊にやつて貰う。その方が足並も歩調も揃つてよいのじやないか、こういう考え方であります。

直接これだけに対し六%なら六%取らなくちやならないというこの趣旨がどうもよく呑み込めないのでですがね。これは例えば工場であれば持つていてどうして見なかつたかという点ですね。適当に再評価利益が出たら、それは今までの税法によつて利益としたような場合には、当然取るべき税金をこの分だけ特に六%取らなくてはならないという根本理念はどこにありますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 御承知の通りに棚卸資産、この方のインフレによる値上がり利益は全額利益なりまして、法人税が三五%かかるわけでございます。百万円の資産も一般の物価騰貴によつて三百万円に殖える。こういう場合においてはその二百万円が実は益金に算入され、それが普通の所得を構成するわけでございます。このよくな棚卸資産等の回転率の早いものにつきましてはいつでも企業が処理し得る状態にありますので、大体そういう程度でよいのじやないか。これについても更に徹底しますと、インフレによる調整を図つたらどうかという議論があることは御承知の通りであります。私もこれが破局的インフレーションになりまして処置ないというような段階になつたとしますれば、これはやはり何とか考えなくてはいけないのじやないかというふうに考えておつたのでございますが、幸いにしてそこまで至らないで済みましたので、棚卸資産について定資産についてその原則を用いますと、例えば固定資産を他に処分した場

合、これははつきり今までの税法でござりますれば、やはり取得価格とインフレによつて値上がりした差額が利益に算入されて課税されて来てるわけであります。企業が進んで評価増を出しますと、従来の税法によつてもこれは利益にならないのであります。これも課税所得に算入されて来るのでございます。そういう関係がござります。それから個人の場合においても御承知の通り今までとはとにかく家屋を十萬円で取得したもの、値上がりしたよつて百万円で買却したという場合においては、通常の場合に於いても九十万円を取得分としてその半分の四十五万円に課税する。こういう実情が一方において生み出されていつたわけであります。が、こういう点から考えましてこの際企業について全面的な再評価を行ふわけであります。再評価を行ひますと、実は二つの点について今後課税上非常に利益がある。一つは今度その資産を買却した場合におきましては、新らしく附け加えて再評価しましたその高い帳簿価額を基準にして、その高い帳簿価額と今後の実際の買却価額との差額が、法人の場合においても譲渡しの場合の差益として所得になる。それが一つと、これは通常固定資産の場合はないから、この点は余り大きく重んじていないのであります。しかし問題としてもう一つは今までほとんどなく減価償却を、実際の取得価額を元にして計算しておりましたのを、高く評価しました額を元にして減価償却額を算定して行く、後者の方が利益が大分多い

うところにおいて、今後におきましては再評価する方が有利になるわけになります。従いましてこの際再評価差額に対しても、再評価差額と申しますのは、今回の特別な措置を講じないとするならば、その後の資産の増加分につきましては当然利益を構成するわけになります。即ち今のを放つて置きますれば、減価償却が認められないで結果それだけ法人の利益が膨らむということになるのでございまして、それを結局どうするかという問題でござります。即ち今申しましたように従来から課税になつて来たものとのバランスを計るということが一つ。それからもう一つは、先程申し上げました債権者、預金者といふものは損をしております。こういう損をしておる人に何か補償的な救済をやつたらどうかという考え方もあるのであります。これは到底技術上不可能である。そうしますと、やはりインフレによりまして債権者、預金者が損をするのは妥当して頂く。そういう点から考えましてとにかく現物固定資産を所有しておりますような場合、インフレーションによりまして価格が殖えまして損をしなかつた場合にいへば、何がしの税金を納めて貰つてもいいのではないかというの、六〇%課税の根拠でございます。従つてそういう意味でノミナルな課税にしようといふわけで差額の六〇%を再評価税として納めて頂くことにいたしたのであります。尚若干副次的作用といたしまして全然税金をかけないことにいたしますと、やはり高い評価になり勝ち思いますが、高く評価すれば将来有利になります。専ら若干の税金をからであります。従つて若干の税金を

かけましてみずから重して手固いところで再評価をする、こういう副次的效果もあるのではないかと考えております。

○油井監太郎君 今のお話で大体分りましたが、現在赤字のある会社等について赤字を補填するため一応再評価をして赤字を埋め、それで健全な内容に成しまして、次の踏出しを健全に持つて行こうという場合に、再評価をしたのに税をかけるということはちよつとおかしいと思う。そういうものは希望によつては再評価とみなさないで、別な措置をとらして赤字をカバーするというようなことは考えなかつたか。

○政府委員(平田敬一郎君) お話の赤字がいつ発生したかによつていろいろ違つて来ると思いますが、私は今後発生する赤字でござりますれば、むしろ再評価積立金を補填しないで、それは税法上は赤字をそのまま残して置きまして、今後の利益から繰越控除をやつた方が企業にとっては有利であると想うのであります。申しますのは今期例えば二百万円の赤字になつており、税法施行後の二百万円の利益が出た場合におきましては、その赤字の繰越を認めませんと、二百万円に対して三五%の法人税をかける。これに対しまして新税は繰越控除を認めておりますから、二百万円から二百万円を引いた残りの百万円に対して三五%の課税をすることになるだけです。

従いましてそういうものを再評価積立金で補填するといふことになりますと、その際は六%しか実は軽くならないという関係が、ございまして、従つて今後の欠損はむしろ固定資産の再

評価積立金で相殺するといふことでない方が有利ではなかろうかと考えます。もう一つ二十四年度までに発生した赤字でござります。この赤字につきましては先程申しました通り、先ずやはり税法におきましては従来の税法の既得権を認めまして、一年間だけの利益からの繰越控除は認めたわけであります。従いまして一年間の利益の繰越控除を認める限りにおきましては、やはりその後一年間の事業年度におきまして利益があれば、事業は再評価積立金で補填すれば有利になる、三五%軽減を受けることになるわけであります。ところでそういうことのない場合は先程申し上げましたように、そういう赤字は原則としてやはり既往の積立金、これからとるのが本当であろう。尙赤字が出来た場合におきましては再評価積立金から減額することを認められております。ただこの点につきましては税法におきましてはやはり繰越損金として控除を認めておりますのは一年間ということに限定して、すべてそういう課税方法をとつておりますのでやはり税法の計算にはその原則でやつた方がいいのではないかという考え方であります。再評価による積立金はこれほどの特別のものでござりますからやはり帳簿価格と再評価積立金の差額、それを課税標準としまして六%課税するというのが一般的には公平ではなかろうかという考え方で再評価税法を立案したわけであります。

的には非常によくできてるのですが、ただ主税局でこの案を作られるまでに至つた経過を新聞なんかで見してみると、もうと下げようとしているところが、それでどうも思ひます。新聞で伝えられた最高税率の五五%を百万超えて行こうという案が作られたことによく承知しておりますが、今日いろいろ財政上の理由その他いろいろ理由があつてこういうものに落着いたんだと思うのですが、それに対してもこういう努力されたが、止むを得ず財政上の理由その他でここに至つたというその理由をもう少し計算その他で伺いたいと思います。例えばあなたの方では五十万超、五五%というのはおかしいからこれを百万超にしていいと審議を作られ、そうしてできるだけ負担を軽くしたいと思つたが財政上の理由その他でできなかつたというようなことをついて話して呉れませんか。これが努力したが現在の段階ではできなかつたんだ、ということになれば國民も納得するだらうと思います。

○政府委員(平田敬一郎君) 所得税につきましては御承知の通りシャラップ案が法制化されてから各方面でいろいろ批判がござりますし、私も事務的見地から事前におきましたものいろいろ意見の交換をしたのでござりますが、その後におきました限り実情に即する妥当な案を作成すべく努力いたしたいのですが、その際には問題になりましたやはり労働者控除の負担の二割五分を一挙に一割に圧縮する、これは理屈は確かにあると思うのです。つまり事業所得と勤労所得の負担のバランスを図るというのが主たる

目的でございまして、そういう見地に立ちますとやはり確かにシャウプ勧告も私は有力な理由があると考えておるのでございますし、現在もそうでございますが、併し如何にも一挙にしまして二割五分を一割まで圧縮するということは、これは本当に大したことはないでございますが、実は大したことないでございまして、余りにも影響が大きいのでこれを緩和したいと、少くとも一割五分に持つて行きたいと、これを第一に調整したいという考え方でございました。これは幸にいたしました、最後にやっと通りまして提案いたしておりますが、これでシャウプ案に比べますと約百三十億円程度の税額の減収に相成るでござります。

税務の実際並びに富裕税の創設といふ点から考えまして、これは一般にいわれておりますよりも、案外よく考えておられますと相当合理的な根拠がある。私共最初所得税の税率を五五%に止めるということは、如何にもどうもどうもあらうかという感じを強く持つた点も率直に言うとあつたのですが、併しやはり一方におきましては、今度新しく市町村民税としまして税額の二割程度附加税みたいなものがかかるつておる。それを入れますと、実は六六%になるわけでござります。

私共検討して見たのであります。率直に申しまして、理想を申しまするならば、せめて最高は百円位くらいのところを五五%を用いまして、それから所得税の税率の割み方が五万円から八万円、十万円、十二万円というふうに小刻みに累進率が上つて行つておりますが、その辺の適用階級を「三落ち」としまして、上方に適用階級を持つて行きまして、それで所得税の税率を構成するということになりますと、余程これは税率としては姿のよいものになるのではないかということを考えまして、いろいろ研究をしてみたので

これもやはり少しでも低めた方がよいのではないかという考え方をいたしまして、財政の事情と睨み合せまして、まあ気持だけでござりまするが、二万四千円を三万五千円に引上げて提案するところ、このような事情に相成りましたことを、御参考までに申上げておきたいと思ふ次第でございます。

みたのでございますが、そうしますと七百五十億くらいの減収になるようになります。賦課額で七百五十億の減収になります。ただ、このうち申告所得税は三百五十億の減税ですが、これは賦課額の計算でございまして、收入見込ではこの七五%を計上してありますので、三百五十億の二五%程度は、予算で最後に見込みます場合には、七百五十億よりも減が少くなるかと思いますが、いずれにいたしましても、六百億乃至七百億程度の減収は免れ難いと、かように思つております。
の木内四郎君 あなたの方で、ふうら

込んでありますので、その部分による
増、結局これだけの差が出て来るとい
うことになります。これによりまして
計算しましたが、これは勿論計算の正
確を期するために、つまり賦課税額で
ござります、賦課税額の増減をとつて
おります。基礎控除で一万五千円を
二万五千円に引上げることによつて
三百九十九億の減、扶養控除、今は税
額控除で一千八百円でございますが、所
得控除を一万二千円に改めることによ
りまして七百八十二億の減、反対に勤
労控除の二五%を一五%に引下げるこ
とによりまして、これが前回二百二十

それからその外に富裕税を走して、これで財産所得に対する重課するといふシステムをシャープ案は勧告した。この富裕税をやるかやらないかについては、実際はいろいろな議論がございまして、名目的な財産税として大蔵省でも多年に亘つて研究して参つたのでござりますが、実行上の問題その他の点を考えてなか／＼具体的にやろうという決意は実は今までしかねて來たのでござります。併し富裕税を一方において起して、財産を標準にして財産所得に対して一面においては重課する、他面におきましては徴税の高い税率はできるだけ下げる、これは確かに有力な一つの考え方だとうと、いろいろその後検討してみましたが結果、やはりロジカルには相当これまで通りおおきな誤論ではないかと私共も考えておるのでござります。ただ問題のは、この五五%の適用を受ける所得階級の三十万円が果して妥当かどうか、それからその下の所得税の税率の刻立方が果して妥当であるかどうか、この辺は相当問題にする必要があるのではないかということで、まあいろいろ

ございます。ただそういうふうになりますと、税額に相当大きく響くのでござります。上方の方だけを單に三十万円のものを百万円を持って行って、二〇万円から百万円にいきなり飛んで、百万円だけ五五%ということです。ござましたら、そう大したことはないのですがございますが、下の方から順々にずらして行くことになりますと、税額に相当響くのでござります。今申上げました趣旨で作りました一つの案によりますると、それだけで二百億円ぐらいの減収になるというようなことをもつたのでござります。勿論そういう案を作りまして、財政事情が許さないならば、或いはそういうところで行くのも一つの方法じゃないかといふふうに考えて研究してみたのでござりまするけれども、とにかくそこまで本年の財政事情としては行き難いといったことになりましたして、その問題は、今回提案しました程度で一つ今回としては提出しようとしたことに決定いたしたのでござります。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の所得
税の八万円の階級をなくして、それから
十二万円の階級をなくして、税率をす
らして行きますと、まあ大体二百億円
前後で済むのではないかと見ておりま
すが、それよりもつと勿論欲張つた
案もござりまするけれども、そこまで
行きまするのは、如何なる点からいつ
ても無理でござりますので、まあ私共
研究いたしました案は、そのような案
であつたのでござります。

○木内四郎君 実際問題としては、非
常に困難かも知らんが、仮に勤労免除
を倍くらいにしたら幾らくらい減るの
ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 資料をお
手許に確かにお配りしておきますが、
勤労免除を二五%を一五%に圧縮した
ことによりまして……。

○木内四郎君 勤労免除じゃなく、基
礎控除。

○政府委員(平田敬一郎君) 基礎控除
につきましては、先般木内委員からの
御要求がありまして、二万五千円を五
万円に引上げる場合を係に計算をして

るな改正案を去年の所得に對して適用すれば千九百億減税になるという案がありますね。あの表をちょっと説明して貰いたいのですがね。

○政府委員(平田敬一郎君) 衆議院の奥村委員の御要求によりまして提出しました資料を、お手許にお配りしてあるわけでございますが、この計算によりますと、所得税は千九百三億六百万円の減収になるという計算であります。これは今お話をのように、二十四年度の予算に当缺めました数字ではございませんで、二十五年度の改正後の税法による見込んでおりますところのそれへの国税のベースに、現行税法をそのまま行くとしますならば、幾らの收入になるか、その收入と改正後の税法による收入とのそれへの項目別の増減比較表でございます。予算に現われておりますのは、御承知の通り昭和二十四年度の予算は三千億、二十五年度の予算は二千五百億であります。五百億の差でございますが、それは二十五年度におきましては、二十四年度全体に比べまして、課税所得の増を或る程度目

八億の増になるのですがございます。それから従いまして、さつき申上げました百三十億と申しますのは、逆にシヤウブ案の一〇%から一五%に改めた部分による減税額であります。それから税率の改正によりまして五百十七億、合算課税をやることによりまして二百七十六億、それから配当所得のうら源泉徴収を見合せること等によりまして二十一億、扶養控除の範囲を学生或いは農家の家族就業者等にも拡張することによりまして減税分が七十六億、それから勤労所得と書いてございますが、これは変動所得のミスプリントでござりますので訂正いたします。変動所得が五ヶ年平均課税にするにいたしまして、それによる減が一十三億、それから評価増によりまして個人の営業用の資産も減価償却は植えると見ておりますが、この半面再評価税の方で若干入ってきて来るのを見ておりますけれども、これは二十億、その他いろいろ災害とか医療控除とかこれも概算で十五億というようなものを見ております。その他若干技術的な面で最後に出て来ます計算

上の減が一億五千万円に達するようになりますが、合せまして千九百飛んで三億余の減税になるようあります。尙これで源泉分と申告分と分けますと、源泉分が六百十億、申告分が一千二百九十二億となるようあります。源泉は極めて明確でありますと、二十四年度の源泉課税の予算は一千二百九十二億になりますと、この方は若干增收が出るようあります。恐らく千四百億前後まで行かないとしても、五、六十億少くとも殖える、来年度も今の税法で行きますと、千六百億ぐらいになるところであります。それが予算では同じべ、スで計算しまして九百八十三億を見ておるわけでございまして、源泉所得税は従いまして非常に分り易いのでござりますが、現行税法をそのまま据置く場合に比較しますと、少くとも六百億ぐらいの減收になるということは非常に明瞭でございます。申告所得の場合におきましては、所得の増減は果してどうか、ということは問題がござりますが、いろいろ細かいところにおきましては問題がございますが、予算の説明にいたしましたような程度の所得の増加がある、その際税法の改正によりまして、一般的な所得の増加の外に税法の合理化、並びに税務官庁の能率化、申告成績の向上等を期待しまして、昭和二十三年の所得調査の把握率に比べまして、二十五年度におきましては勤労と農業は三%だけよくなる。営業は六%だけよくなる。その代り課税所得を若干の増の外に余計見ております。従いまして減収額が比較的少いのですと、税の控除引上げによる減ざいますが、税の控除引上げによる減というは、シャウブ勧告案にもたび

たび言つておりますように、実は予算面上に現われてゐる増減額よりも遙かに大きいものであるということは、さつき申上げた通りであります御検討願いたいと考えてゐる次第であります。

○木内四郎君 御説明で大体分つたのですが、どうも我々素人にはちょっと理解しかねるのは、千九百億余り減るようなことになるにも拘わらず、五百六十七億ですか、どうも一般にはどんどん来ないのですけれども、その間の説明をもう少し伺いたいと思います。所得を今あなたが言られたような程度の増加見込でそういう計算になるのかどうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 源泉所得の場合は、先程の御説明でお分りかと思いますが、これは完全に比較的簡単な六百億の減税ということは言い得るのであります。予算の上では、それがすでに二十四年度の中途において減税しておりますのと、それから最近の状況から見ました来年度の見積り額というのはほぼ確実でございまして、その差がはつきり出でている。申告所得の関係はやはりつきりしないと思うのであります。これが予算の説明にありますように、二十三年度分の課税所得を基にしております。二十四年度につきましてはまだ確たる統計がございませんので、そこで二十三年度の課税実績を基にしまして、それに対しても生産物価、賃金、雇用の増減率を乘じまして、二十五年度の課税見込所得といふものを算定しているのであります。

この増減見込を見ます場合におきましては、安本で計算しておりますところの国民所得の増減の見込とほぼ同じよ

うな方法でやつております。私共の方では更に課税所得の特例等を考えまして正確を期しております。例えば農業所得について計算しました米価は一五四であります。農産物の場合は、二十五年度は或る程度上るということを前提にして所得を出しておられます。政府の所得について計算しました米価は一五四であります。農産物の場合は、二十三年度は七%でありますと二十四年に比べますと三%ぐらいの増加と思いますが、そういう増を見ておられます。それで農業所得の課税所得を算定しておられる。それから営業所得の場合におきましても、生産と物価の増を見ておりまます。この物価の増についていろいろ意見が恐らくあると思いますが、大体において歳出予算と同じように、九月の物価水準が横這い、(△)は上るものもあり、闇は下るものもあるのであります。が、大体におきまして政府としてはデイス・インフレの線を堅持しまして、物価水準は若干上るかも知れないが、大体横這いという傾向を前提にして收入を見てありますので、従いまして生産が増えるだけ二十五年の営業所得も若干増えるという計算の上に立つておるのでありますと、その外にさつき申上げましたように、税法の合理化並びに官庁の能率化、それから納税者の申告成績がよくなるというような点を考慮しまして、農業所得と勤労所得につきましては、三%の自然増加の外に能率の増を見ております。それから営業所得につきましては、これは大分実は高いようですが、この問題と

しまして課税漏れ等が多うございます。そして、課税所得を計算してそれから改正後の税率を適用しまして、新らしい二十五年度の予算の千五百三億の見積りをいたしております。それからその外に更に若干申しますと徴収歩合七四%と見ておりますが、今度の申請しまして二十五年度の実際の状況から申しますとそれより若干下廻るかも知れません。従いましてこの辺のところに相当何と申しますか、行くべき姿を考えまして、極力合理化を図らうといふところで見積りを考えております。

従いまして同じような方法によりまして、今の税率で当てはめて計算しますと、実は二十四年度の所得税の予算額に比べますと、相當来年はそのまま行けば増加するということに相成るのでありますて、その増加すべき所得税に對しまして、予算に見積った所得税の開きがどうなるかということを計算しましたのが今御説明しました数字でありまして、これが私共技術的に申しますと、従来ずっと前、税の増減、税をはじき出す場合におきましては、概ねさような方法によつてやつておりましたのが、そういうような方法で計算いたしますると、まあ今申上げましたような方向になるということでござります。

大体その程度御説明申上げまして、尚具体的な問題がござりますればお答えいたしたいと考える次第でございまます。

○油井賢太郎君 今お話を中に、去年の九月頃は成る程物価も横這いで、デイス・インフレの線だつたか知らんが最近の傾向はあらゆる物価が下落の方向を辿りしている。それから生産が相当

植えているにも拘わらず有効需要が伴わないから下落している。而も一方においては金詰りのために拍車をかけられている。そういう点からいって、今度の予算等においてあなたの方で計算なさつているだけの所得税が実際取れるかどうかということは私は疑問だと思ふ。これについて確信はおありなですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 将來の見通しはなか／＼問題があると思いますが、この点につきましては私共率直に申上げまして、大体最近が政策の影響の現われた一番大きなときではなかろうかと思います。来年度の予算是建設費等の歳出は相当植えております。

それから殊に投資財方面の有効需要を増加するような方面的歳出は相当多いのでござりますが、そういう方面が相当それで出て来るだらう。それから見返資金の方も最近六ヶ月ぐらい、実は手續その他の関係で現実の放出が遅れて来たようであります。最近はそれが大体通常のコースに乗つて来つつあるようござります。従いましてこの計画も多少今までみたいたい時間的ずれがなくて、やはり或る程度行き得るのではないかと思ひます。この方法が行われますと、やはり鉄道、船舶の建造といったような面に対しましては相当な資金の増になりまして、有効需要が植えて来る。そうしますとこういうことが廻り廻つて消費の増ということにも結局なり得ると考えるのでありまして、そういう点から考えますと、私は予算が実行されまして相当有効需要が動き出すというときになりますれば、これは余程條件は直率に申上げましてよくなつて来るのではないか。問

題は債務償還費の千二百億、一般会計、特別会計を通じて行われることになつておりますが、この償還しました資金が大部分は銀行預金部等から又民間に出で行くわけですが、果して適宜適切に有効に出で行くか行かないか、これは大分問題があると思いますが、これとても私は今までと違いまして、大体のやはりルートなり考え方が出揃つて来たようありますから、そらデフレの傾向が強くなるというようなことはなく進み得るのではないか、この辺に、いろいろの問題があると思いますが、さように考えておるのでございます。従いまして新予算が実行される段階になりますれば、情勢は私は幾分変つて来るのではないかと、今のところ又政府としましては極力そういう手段を取りまして、デオス・インフレの線に持つて行きたい。例えば現在は非常に織物等の物価が下落しているものもございます。併し反対に⑤を上廻つているものもありまして、若干全体としての物価水準は下り気味であります。一部の非常に下つたものを度合にして判断される程全体は勿論下つていないのであります。そういう傾向が今後長く続きますことを予想しますのは少しどうであろうか。がのように考えるわけでありまして、まあ今の段階としましてはさつき申しましたような前提を修正する程の必要はない。勿論状況に変化がありました場合におきましては、これは税は飽くまでも税法に従つて徵收すべきものであります。予算に見ておるより余計に所得を査定するということは絶対に避けなければなりませんし、実際の徵收の結果、税額がどうしても上らんという事態になつて来ます

れば、これは昨年度におきましても徵收方法を若干修正をいたしましたが、そういうことは絶対ないとは申上げかねますが、今の段階におきましては必ずこれで御審議願つて御賛成を得るに十分ではなかろうかと、かように私は考えておるのであります。

○油井賢太郎君 今のお説は大変樂觀論みたいですが、織物ということをお詮げになつたのですが、一つの事業がやはり相当の下落をいたしますれば、それに関連した事業も段々と悪くなつて来るということは当然あり得ることであります。實際消費資材があらゆる面において大体相当の下落をしておるというのが現状です。そういう点から見て、この所得税法によつて政府が考へておるような税の徵收が行われるかどうか今から疑問を持ちます。それについては将来のことでもありますから一応打切りたいと思います。

それから再評価税についてもう少し質問いたします。個人の所有する不動産といふものはすべてこの際再評価をさせて、その差額の六%を納めるということにすれば、将来その不動産を売買しても、再評価された額との差だけを所得と見られるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の方なかなか複雑でござりますから御説明申上げて置きますが、個人の所有する資産に実は二つあります。一つは個人の企業が所有している企業用の資産でございますね。例えば工場だとか或いは営業用の家屋、こういうものがございますが、こういう個人の企業が所有しておりますが、減価償却資産につきましては、これは再評価するか、しないかは個人の任意にいたしております。再

評価をいたしますれば先程申上げましたように、再評価額がすべて基準になりまして、減価償却の計算の際も再評価額を基にして減価償却額を計算する。その資産を他に売却しました場合は、その譲渡所得の計算は、その再評価額が所得税の基礎になりますして、それよりも高く売った場合は初めて譲渡所得が出て来る。それに所得税が課せられる。再評価額に達するまでの分につきましてはこれは6%かかる。現実に十万円で取得しましたものが再評価の基準で百万円になる、それを百万円で売つた場合には百万円から十万円を差引いた残りの九十万円に対して6%の再評価税がかかります。その外に所得税がかかりません。その資産を百十万元で売つた場合には所得税はかかりません。再評価税は九十万円と十万円の差額の八十万円に6%かかることになるのであります。而も個人の場合におきましては、後で申上げます自家用住宅等の場合は現実に処分したときでなければ再評価税はかけないということになるのであります。企業の場合におきましては、再評価しただけ直ぐ減価償却でそれが殖えますので、個人の企業用の減価償却につきましては、再評価税は五ヶ年間に納めて頂くということになつております。これも利益がない場合におきましては法人と同じよう順次繰延べまして六年目までに全部納めて頂くということにいたしたのであります。

個人の企業以外の資産、例えば株式とか、自家用の住宅、こういうものの再評価は性質を違えているのであります。されば、これは全く譲渡所得の計算上だけの問題であります。減価償却の問題は御承知のとくございません。従いましてこれは必ず再評価をしたものとみなします。今後その資産を譲渡されたような場合におきましては、常に再評価額を取得額を見るのであります。そらしまして再評価税も従いまして譲渡がなければからないのであります。ただ持つておるだけですと、自家用住宅とか株式等の場合におきましては再評価税はかかりません。例えば十年間持ち��けております場合にもそれがかららんのであります。その資産を処分したときに初めてかかるので、再評価税がさつき申上げましたように再評価額自体の間はかからないのであります。再評価額を超えて販売した場合におきましてはその差額が所得税としてかかって来る、こういう関係になるのでござります。ただ今まで譲渡所得の課税を徹底するという意味で、財産を他に移転した場合には、相続で移転した場合であらうと、譲渡で移転した場合であらうと、その場合に譲渡所得税を計算して課税する、こういう建前にいたしておりますので、その際におきましてはやはり再評価税を納めて頂かなければならぬといふことになりますのでございます。併しづれにしましてもこれを保有いたしていふ間は再評価税も譲渡所得税もかかりません。処分し或いはその財産を譲渡移転したときに初めてかかるのであります。今申したように、常に再評価を

した方が大体個人にとりましては有利でございますので、みなす再評価を行いまして、おもしろ譲渡所得税の合理化を計らうという趣旨でござります。
○油井賢太郎君 その場合において、普通営業用の不動産でない所有者、それはやはり常に財産税の設定当時におけるところの評価額から見て、十七倍なら十七倍として、政府の方ではそれを超えた分に対して譲渡所得税を認めるのでありますか。
○政府委員(平田敬一郎君) 家屋の場合はお話を通り財産税の課税時期から持つておられる方の場合におきましては、財産税の評価額の十七倍みなし再評価額になります。ただその間の減価償却額を差引きますからそれより実際は少し低くなります。それを超えて売った場合が利益になるわけでござります。所得になるわけでござります。
それから土地の場合は土地物価指数を取つておりますから少し低くて確か十五倍になつております。株式の場合は一般購買力指数即ち消費者物価指数を取つておりますから七・四倍でござります。大体そういうものでござります。ただ外の細かい点になりますが、今後におきましては譲渡所得の計算の合理化を計りますために再評価額から減価償却額を差引くということになつております。例えば今後十年後に家屋を処分した場合は再評価額から十年間の減価償却額を差引いたものを所得額とみなして、それよりも高く売つた場合にはこの譲渡所得になるのであります。それが理論的に正しいと考えます。その点を除けばお話を通りでござります。
○油井賢太郎君 富裕の関係で今のお話の場合ですね。個人の所有不動産と

いうものはやはりみなす再評価額を富

実は今まで法人税を課税されていなか

つたような種類の法人につきまして

は、今回収益事業に対し所得を課税

するにあきまして、すべて時価で評

価するという法律にいたしております

従いまして再評価額と實際上は緊密な

関係にござりますが、専いわゆる資産

等については時価以外の再評価を問題

にいたしておりますので、個人の評価

で標準の半分程度で再評価したとい

う人が、仮にいられました場合におきま

しては、それをそのまま採用するわけ

に行かない、やはり毎年十二月三十一

日現在の財産の時価を調べまして、そ

れによつて富裕税をかける。相続税の

場合でござりますれば、相続開始当時

の時価を標準にいたしまして、それで

相続税を課税いたしておるのであります。

富裕税も、従いまして相続税の評

価と同じような標準でやつて行くとい

うことになります。地上権その他にも

さような法定評価を設けてありますの

で、法定価額を認められておらないも

のについては十二月三十一日の午後十

二時でござりますか、年末の時価を標

準にして課税するということにいたし

ておる次第でござります。

○油井賢太郎君 それから第三十九條

の再評価の方ですが、宗教法人の所有

する物件については再評価税といふも

のを課さないということになつておりますが、最近宗教法人が、宗教法人と

いう名前の中に入り／＼な営業をやつ

ているのですね。それは相当あるよ

うですが、そういうものを皆税法から、

いわゆる抜かれおるので、こういう結

果になるのですが、この点どうです

か。

○政府委員(平田敏一郎君) 富裕税の場合は、おきまして、すべて時価で評価するという法律にいたしておりますが、その規定を設

従いまして再評価額と實際上は緊密な

関係にござりますが、専いわゆる資産

等については時価以外の再評価を問題

にいたしておりますので、個人の評価

で標準の半分程度で再評価したとい

う人が、仮にいられました場合におきま

しては、それをそのまま採用するわけ

に行かない、やはり毎年十二月三十一

日現在の財産の時価を調べまして、そ

れによつて富裕税をかける。相続税の

場合でござりますれば、相続開始当時

の時価を標準にいたしまして、それで

相続税を課税いたしておるのであります。

富裕税も、従いまして相続税の評

価と同じような標準でやつて行くとい

うことになります。地上権その他にも

さのような法定評価を設けてありますの

で、法定価額を認められておらないも

のについては十二月三十一日の午後十

二時でござりますか、年末の時価を標

準にして課税するということにいたし

ておる次第でござります。

○油井賢太郎君 いや私の言うのは、

いわゆる宗教法人という名前の下にい

るいろいろ営業をやつておる、そういうも

のに対しても課税をされないのです

か。若しされないとすれば宗教法人と

いう名前で以て、どん／＼営業という

ものをあらこちらに拡大して行くと

いう傾向が現れると思うのですが、こ

の点はどうですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 営業につ

きましては、名義といふのは一応基準

になりますが、宗教法人の名義になつ

ておりますが、実体は他人が經營し

のを譲らないといふことになつておりますが、

宗教法人が、宗教法人といふ名前の中に入り／＼な営業をやつ

ているのですね。それは相当あるよ

うですが、そういうものを皆税法から、

いわゆる抜かれおるので、こういう結

果になるのですが、この点どうです

か。

○政府委員(平田敏一郎君) この点は

税を全面的に改正しまして公益法人、

す。第二といつてしましては、今度法人

も、時間がちよつとかかるかも知れま

等についても時価以外の再評価を問題

にいたしておきますが、専いわゆる資産

等については時価以外の再評価を問題

にいたしておりますので、個人の評価

で標準の半分程度で再評価したとい

う人が、仮にいられました場合におきま

しては、それをそのまま採用するわけ

に行かない、やはり毎年十二月三十一

日現在の財産の時価を調べまして、そ

れによつて富裕税をかける。相続税の

場合でござりますれば、相続開始当時

の時価を標準にいたしまして、それで

相続税を課税いたしておるのであります。

富裕税も、従いまして相続税の評

価と同じような標準でやつて行くとい

うことになります。地上権その他にも

さのような法定評価を設けてありますの

で、法定価額を認められておらないも

のについては十二月三十一日の午後十

二時でござりますか、年末の時価を標

準にして課税するということにいたし

ておる次第でござります。

○油井賢太郎君 いや私の言うのは、

いわゆる宗教法人という名前の下にい

るいろいろ営業をやつておる、そういうも

のに対しても課税をされないのです

か。若しされないとすれば宗教法人と

いう名前で以て、どん／＼営業という

ものをあらこちらに拡大して行くと

いう傾向が現れると思うのですが、こ

の点はどうですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 営業につ

きましては、名義といふのは一応基準

になりますが、宗教法人の名義になつ

ておりますが、実体は他人が經營し

のを譲らないといふことになつておりますが、

宗教法人が、宗教法人といふ名前の中に入り／＼な営業をやつ

ているのですね。それは相当あるよ

うですが、そういうものを皆税法から、

いわゆる抜かれおるので、こういう結

果になるのですが、この点どうです

か。

○政府委員(平田敏一郎君) その計算

は、今まで法人税を課税されていなか

つたような種類の法人につきまして

は、今回収益事業に対し所得を課税

することにいたしたのであります。尤

も事業法人と労働組合は二年前から

収益事業には課税するという規定を設

けでおりましたが、とにかく多年課税

しないでやつて来たわけでございま

す。従いましてこの際再評価をして、

減価償却なんか殖えるからという理由

で、再評価税をこの際課税するのは、

少しどうも從来からのバランスから行

きまして行き過ぎじゃないかと思いま

す。この公益法人は再評価税を納める

いでも再評価はできるということにい

ます。これは全く従

事として法人税が課せられるよう

な事業を、これらの法人が當む場合に

おきましては、例えば旅館業等を宗教

法人の名前で經營しておるという場合

が、或いは本当に宗教法人の經營を

しておる場合は、その収益した法人に

対しまして法人税が課せられるという

ことになるのです。

○政府委員(平田敏一郎君) 例えば所

得が同じであるとすれば、負担が幾ら

増減するかは、たゞ／＼お配りしてお

る場合におきましては、所得が殖えま

すから、殖えたことによる税が殖えま

すので、その点が相殺されるわけであ

りますして、その点をどうするか、實際

問題として個人的になか／＼むつかし

たしたわけあります。これは全く従

事として法人税が課せられるという

ことになるのです。

○委員長(櫻内辰郎君) この辺で午後

一時まで休憩にしたらどうでしようか。

○木内四郎君 一つお願いして置きた

ことがあります。この公

益事業を、これらが當む場合に

おきましては、その収益事業に対する所得に関

しては法人税を課税することになつて

おります。この公益事業の範囲は、大

体通常は當利事業として營まれるよう

な事業を、これらの法人が當む場合に

おきましては、例えば旅館業等を宗教

法人の名前で經營しておるという場合

が、或いは本当に宗教法人の經營を

しておる場合は、その収益した法人に

対しまして法人税が課せられるという

ことになるのです。

○政府委員(平田敏一郎君) 例えば所

得が同じであるとすれば、負担が幾ら

増減するかは、たゞ／＼お配りしてお

る場合におきましては、所得が殖えま

すから、殖えたことによる税が殖えま

すので、その点が相殺されるわけであ

りますして、その点をどうするか、實際

問題として個人的になか／＼むつかし

たしたわけあります。これは全く従

事として法人税が課せられるという

ことになるのです。

○政府委員(平田敏一郎君) 例えば所

得が同じであるとすれば、負担が幾ら

増減するかは、たゞ／＼お配りしてお

る場合におきましては、所得が殖えま

すから、殖えたことによる税が殖えま

すので、その点が相殺されるわけであ

りますして、その点をどうするか、實際

問題として個人的になか／＼むつかし

たしたわけあります。これは全く従

事として法人税が課せられるという

ことになるのです。

○政府委員(平田敏一郎君) 例えば所

得が同じであるとすれば、負担が幾ら

増減するかは、たゞ／＼お配りしてお

る場合におきましては、所得が殖えま

すから、殖えたことによる税が殖えま

すので、その点が相殺されるわけであ

りますして、その点をどうするか、實際

問題として個人的になか／＼むつかし

たしたわけあります。これは全く従

事として法人税が課せられるという

ことになるのです。

○政府委員(平田敏一郎君) 例えば所

得が同じであるとすれば、負担が幾ら

増減するかは、たゞ／＼お配りしてお

る場合におきましては、所得が殖えま

すから、殖えたことによる税が殖えま

すので、その点が相殺されるわけであ

りますして、その点をどうするか、實際

問題として個人的になか／＼むつかし

たしたわけあります。これは全く従

事として法人税が課せられるという

ことになるのです。

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始めて

午後四時散会

出席者は左の通り。

委員長 櫻内 辰郎君

理事 黒田 英雄君

伊藤 保平君

玉屋 嘉章君

西川 基五郎君

木内 四郎君

油井 賢太郎君

小宮山 常吉君

高橋龍太郎君

木村禧八郎君

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、身辺細貨の物品税を小売課税に改正の請願(第一二四八号)

一、衛生かばんの免稅点引上げに関する請願(第一二五三号)

一、生活協同組合住宅事業に融資の請願(第一二七七号)

一、白下糖の消費税撤廃に関する請願(第一二九一号)

一、消費生活協同組合住宅事業に関する請願(第一二六八号)

一、生活協同組合に課税反対の請願(第一二七四号)

一、生活協同組合および労働組合に課税反対の請願(第一二七七号)

一、揮発油税軽減に関する請願(第一二九七号)

一、揮発油税

大であるから、敷地の準備もできてい
る大石町にたばこ収納所を設置せられ
たいとの諸願。

ケース類はカメラ同様に、いたく品として同一視すべきものではなく、單なる携帯品であつて写真機類と同率の課税は不合理であるから、光学機用ケースに対する物品税を軽減せられたいとの請願。

三
卷之三

揮発油税軽減に関する請願

西日本トラック運送株
式会社取締役社長 山

紹介議員 崎正次郎外一名
野田 俊作君 矢野

西雄君の請願の趣旨は、第一三一一号と同

じである。

第一三四一號 昭和二十五年三月七日受理

日本受理
揮発油税軽減に関する請願

講 勵 者 奈良市三條川崎町二
七奈良県貨物自動車協

紹介議員 会内 河崎正司外五名
新谷寅三郎君 堀越

この請願の趣旨は、第一三一一号と同
儀郎君

じやね。

第一三四三号 昭和二十五年三月七

光学機用ケースの物品税軽減に関する
日受理

請願者 東京都台東区浅草小島

町一八一九東京光学機
革具工業協同組合理事

紹介議員
長 奈良虎雄外五名
林屋龜次郎君

本年一月一日より施行せられた物品税の全面的改訂により、光学機用ケースは六割の税率になつたが、元來この

ケーブ類はカスマラ同様にございたく品と
して同一視すべきものではなく、單なる
の携帶品であつて写真機類と同率の課
税は不合理であるから、光学機用ケーブ
スに対する物品税を軽減せられたいと
の請願。

國軍人住宅公社、日本専売公社、日本國有鉄道、復興金融金庫、民金融公庫、住宅金融公庫、船舶運送会、商船管理委員会、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会、証券処理調整協議会、地方公共団体及び政令で指定する公共組合(以下「国及び公团等」という。)が收納し、若しくは支拂う金額又は国税若しくは地方税の課税標準額についての端数計算は、この法律の定めるところによる。

他の法令中の端数計算に関する規定がこの法律の規定に矛盾しないときは、その規定を適用する。又は、い触する場合には、この法律の規定が優先する。

(全額收納又は全額支拂)

第二條 国及び公團等が一時に收納し、又は支拂う場合において、その收入金又は支拂金の金額は五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。

前項の場合において、国及び公團等の收入金の全額が一円未満であるときは、その全額を切り捨てて、支拂金の全額が一円未満であるときは、その金額を一円として計算する。

国及び公團等相互の間又は国若しくは地方公共団体の組織相互の間ににおいて支拂う金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その全額を切捨てする。

納し、又は支拂う金額を計算する場合においては、その総額について、前條の規定を準用してこれを計算した後、分割金額を算出する。

2 前項の規定により算出した分割金額に一円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその分割金額の全額は、すべて最初に収納する金額又は支拂う金額に合算するものとする。

(精算金額の端数計算)

第四條 第二條の規定は、国及び公団等が概算拂若しくは前金拂をし又は受けた場合における精算金額の算定について準用する。

(課税標準額の端数計算)

第五條 国税又は地方税の課税標準額を算定する場合において、その課税標準額に百円未満の端数があるときは、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨てる。

2 政令をもつて指定する国税又は地方税の課税標準額については、前項の規定にかかわらず、その課税標準額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨てる。

(国税收入金等の端数計算の特例)

第六條 国税又は地方税を一時に収納する場合において、その収入金の金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が十円未満であるときは、第二條の規定にかかわらず、その端数金額又はその全額

2 政令をもつて指定する国税又は地方税を一時に収納する場合については、第二條及び前項の規定にかかるわらずその收入金の金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第三條の規定は、国税又は地方税を分割して収納する場合における分割金額の計算について準用する。この場合において、当該国税又は地方税が政令をもつて指定する國税又は地方税以外の國税又は地方税であるときは、第三條第一項中「前條」とあるのは「第六條第一項」と、同條第二項中「一円」とあるのは「十円」と読み替え、当該國税又は地方税が政令をもつて指定する國税又は地方税であるときは、第三條第一項中「前條」とあるのは「第六條第一項」と読み替えるものとする。

4 国税又は地方税の還付金の金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、第二條の規定にかかるわらず、その端数金額又はその全額を一円として計算する。
(適用除外)

第七條 この法律は、第二項及び第三項の規定に該当する場合を除き、左の各号に掲げるものについては適用しない。

一 外國為替等(外國為替、外國通貨並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証書及び帳簿を含む。)及び債權

ルトキ」を削る。

第十七條第一項中「七日」を「二十日」に改める。

第十八條第一項中「差押物件」の下に「又へ領置物件」を、「差押目録」の下に「又へ領置目録」を加え、同條第二項中「差押物件」の下に「又へ領置物件」を加え、「市町村」を「官公署」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項ノ規定ニ依リ差押物件又へ領置物件ノ引継アリタルトキヘ当該物件ハ検察官ガ刑事訴訟法ノ規定ニ依リ押收シタル物トス

第十九條第二項を削る。

第二十一條を次のように改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第七條第三項の改正規定は、この法律施行後領置した物件について適用する。

2 たばこ專売法（昭和二十四年法律百十一号）の一部を次のように改正する。
第七十九條第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第五項を第六項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第四項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、国税犯則取締法第十二條第一項但書に規定する國稅局長官の職務は、大藏大臣が行う。
塩害壳法（昭和二十四年法律百十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第三項中「第五項」の下に、「第六項」を加え、「第七項」

から第十項まで」を「第八項から第十一項まで」に改める。

4 しらう、國營競馬特別会計法（昭和二十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十八條第三項中「第五項」の下に「第六項」を加え、「第七項から第十項まで」を「第八項から第十一項まで」に改める。

5 属せしめる。

4 国營競馬特別会計法（昭和二十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の一條を加える。（歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書の作製及び送付）
第七條の二 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

第一條の次に次の一條を加える。（時借入金の利子相当額の繰入）
第十四條の二 この会計の投票券勘定又は業務勘定の負担に属する一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

6 ときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。
第十四條の次に次の一條を加える。（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）
（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十一条の二 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十三條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

第十三條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。（支出未済額の繰越）

2 前項の規定による繰越についての規定は、公布の日から施行する。

3 この会計の昭和二十四年度の歳入歳出決算に關しては、旧薪炭需給調節特別会計法は、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

4 第一項の規定により繰越をした

ときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

5 第十四條の次に次の一條を加える。（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）
（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

6 ときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。
第十四條の次に次の一條を加える。（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）
（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

7 ときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

8 ときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

11

昭和二十五年四月十日印刷

昭和二十五年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所